

安心して出産・子育てと仕事との両立をはかるために

仕事と子育てを両立させ、誰もが能力を十分に発揮できるように グループゆう 行動計画(*)をつくりました

*行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づいて策定することとなっている、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」です。

行動計画とは、事業主が従業員の仕事と子育ての両立をはかるための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定するものです。

グループゆうは、安心して出産・子育てと仕事の両立をはかることができる職場づくりをすすめるため、次のように「グループゆう 行動計画」を策定し、広く公表します。

1. 行動計画の期間 平成29年(2017年)10月1日~平成32年(2020年)9月30日

2. 内容

目標1:計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にします

女性職員：取得率を80%以上にします。

男性職員：取得率を80%以上にします。

<実施する対策>

- ・毎年1回、男性も育児休業を取得できることを周知するため、対象職員に制度の周知をはかります。
- ・育児休業の取得を希望する職員への講習会を実施します。

目標2:有休休暇の取得率を80%以上にします

<実施する対策>

- ・平成29年秋より職員による検討会で、現行のリフレッシュ休暇や研修休暇に加え、バースデイ休暇等の設定を検討し実施します。
- ・平成29年11月から給与支給明細に有休残日数を記載し、職員に周知します。

目標3: 所定外労働を削減するため、「ノー残業デー」を設定し実施します

<実施する対策>

- ・平成29年12月までに、毎週金曜日(*)に「ノー残業デー」を設定し実施します。
- ・事務業務の時間削減のための研修や改善策を遂行します。(平成29年10月~平成30年3月)
- ・年2回、職員会議において各事業別振り返りをおこない、改善を推進します。(平成30年4月~)

育児休業ほか、子育てと仕事に関わる制度についてお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

特定非営利活動法人グループゆう 本部事務局 電話022(376)7679